

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和6年2月26日

支出負担行為担当官

旭川開発建設部長 岩下 幸司

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

総合水防演習運営計画作成

(本役務は、出水に備え防災関係機関の密接な連携と水防技術の向上、並びに水防意識の高揚を図るとともに、水防に関して地域住民の理解を深めることを目的とした「令和7年度 石狩川総合水防演習（仮称）」（以下「演習」という。）に係る演習全体計画、演習実施要領素案等の各種資料の作成を行うものである。)

- | | | |
|----------|----------------|----|
| (2) 業務内容 | 1) 計画準備 | 一式 |
| | 2) 演習全体計画作成 | 一式 |
| | 3) 演習実施要領素案等作成 | 一式 |
| | 4) 演習説明資料素案作成 | 一式 |
| | 5) 演習会場配置図素案作成 | 一式 |

- (3) 履行期限 令和6年4月26日から令和6年11月29日

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。
- なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 業務実績に関する要件
- 企画提案書を提出するものは、下記に示される「同種業務」等について、平成25年度以降に完了した業務（令和5年度完了予定の業務も対象とする）の

実績を有すること。なお、受注実績回数は問わない。

〔1〕同種業務：一級河川（直轄区間）における水防演習の運営又は検討に関する業務

〔2〕類似業務：一級河川（直轄区間）における防災訓練の運営又は検討に関する業務

※水防演習及び防災訓練とは、防災関係機関や住民を対象として技術力向上を目的として開催されるものをいう。（自社社員のみを対象としたものは該当しない。）

(6) 配置予定管理技術者に関する要件

ア 配置予定管理技術者については、企画提案する企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお「恒常的な雇用関係」とは、企画提案書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

イ 配置予定管理技術者が次の資格及び業務実績を有する者とする。

■資格（以下のいずれかを有する者）

a) 技術士（総合技術管理部門（建設））

b) 技術士（建設部門）

c) 土木学会認定土木技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者（「河川・流域」又は「防災」）、1級土木技術者（「河川・流域」又は「防災」）

d) RCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋部門」）

e) 1級土木施工管理技士

■業務実績

過去10年間に於いて、同種業務等の経験を有する者（平成25年度以降、令和5年度完了予定の業務も対象とし1件以上の実績を有さなければならない。）

※同種業務：一級河川（直轄区間）における水防演習の運営又は検討に関する業務

類似業務：一級河川（直轄区間）における防災訓練の運営又は検討に関する業務

※水防演習及び防災訓練とは、防災関係機関や住民を対象として技術力向上を目的として開催されるものをいう。（自社社員のみを対象としたものは該当しない。）

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 上席契約専門官

電話0166-32-2379

電子メール：hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月26日から令和6年4月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、9時から16時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けることが困難な場合（郵送等を希望する場合は、上記3（1）の担当部局に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月18日12時00分 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる落札決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和6年4月25日とするが、当該業務にかかる令和6年度予算成立が4月26日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。